

第3回 竹富町訪問税（仮称）審議委員会

議事概要

■日時：令和6年1月11日（木）13:30～16:00

■場所：竹富町役場 3階 大会議室

■出席者（敬称略）

区分	所属・職名	氏名	備考
委員	神奈川大学経営学部国際経営学科 教授	青木 宗明	委員長
	沖縄 IT イノベーション戦略センター 常務理事	加賀谷 陽平	
	ニュー・パブリック・ワークス 代表理事	上妻 毅	
	竹富町議会 議長	大久 研一	
	竹富町公民館連絡協議会 会長	真謝 隆一	
	竹富町 副町長	山城 秀史	

（事務局関係者は省略）

■議題

1. 報告書（案）について
2. 審議事項について
3. 今後のスケジュールについて
4. その他

■議事概要

議題1. 報告書（案）について

○事務局より資料1に基づき、報告書（案）についての説明を行った。

●質疑応答の概要

- ・初めに、我々審議委員会としては、理屈に基づき税としてどうあるべきか議論し、答申を行うという認識を共有したい。答申をもとに様々な事情を考慮して政治的な判断を行うのは我々の責任外であり、そこは切り分けて議論したい。
- ・資料1のP7(1)①来訪手段についての部分に、「近い将来、波照間空港発着の航空路の運航が再開される可能性がある」との記載があるが、波照間空港発着の航空便の運航再開が1月22日に予定されていると発表されたため、「近々運航する」や「運航予定である」というような書きぶりに修正していただきたい。P10にも似たような表記があるため、あわせて修正していただきたい。

議題2. 審議事項について

- （1）八重山圏域の住民を非課税とすることができないか

- ・八重山圏域住民を非課税にする理由は、住民同士の地縁、血縁関係や生活及び社会経済的なつながりが強いということだが、これをどの程度考慮するかが判断のポイントとなるだろう。課税根拠からすると、非課税の対象は竹富町民という理屈である。竹富町という自治体としての区域と、自然や文化、伝統の交流区域がずれているということもあると思うが、与那国町民、石垣市民も竹富町の住民と同等として扱うのは現実的ではない。八重山地域全体で訪問税を導入するということであれば理屈は通るはずだが、そうではない以上、八重山圏域の住民を非課税とすることは不可能だと判断している。異論があればお伺いしたい。
 - ・竹富町の特異性として、石垣島から通ってきてくれる人がいなければ伝統行事の保存や維持継承ができない。公共工事や民間工事も町外からの人手に頼っているし、町役場も石垣市にある。どうにか非課税にできないか。
- 前回、八重山圏域の郷友会や工事事業者は、町民の生活や文化に関わっていない単なる旅行者とは同等に扱わず、特別扱いとして課税額に上限を設けるという年払い制度を適用しようと思ったところである。
- まだ非課税にできないかという声が多くある。非課税にすることが不可能なら、年払いでどうにか配慮したい。
- ・法定外税の課税根拠について、P4の図にある「全国標準の行政サービス」については法定税として竹富町民による負担と、不足する部分は地方交付税で賄っており、石垣市民や与那国町民は負担していない。「来訪者によって発生・増幅する標準以上の行政サービス」については、その来訪者に石垣市民や与那国町民も含まれるが、行政サービスに対して負担はしていない。そういう意味では、石垣市民や与那国町民は他の来訪者と同じように扱うのが基本的な考え方だと思う。例外的に、例えば八重山圏域3市町が共同事業等を行う場合には、それに伴う竹富町内への来訪を課税免除するという措置はあってもよいと思う。
 - ・P7-8には町民以外の非課税対象として、①竹富町内にある事務所又は事業所に通勤する者、②竹富町外にある学校に通う学生、生徒、児童のうち、竹富町民の扶養親族である者、③未就学児、④石垣市内の学校の教育行事等での来訪、⑤障がい者という5つが挙げられている。この方々と同列に八重山圏域在住者を非課税にすることについては、合理的な理由は見えず、困難だというのが個人的な見解である。八重山圏域は住民同士の地縁血縁関係や生活上のつながり、社会経済的なつながりが強く、竹富町に来訪する頻度も高いため非課税にしたいという気持ちは理解できるが、全員がそのような繋がりを持っているわけではないため、石垣市民、与那国町民だからという理由だけで非課税にするのは適切ではない。それよりも、石垣市民、与那国町民のうち、竹富町と関わりがある人について要件を定めて、非課税や特別措置（年払い制）の対象者になり得るか整理すべきだと思う。
- 上妻委員のご意見が理屈として正しいと思う。しかし当然地元には様々な意見があると思うため、考えがあれば聞かせてほしい。訪問者から税を徴収するという仕組みにおいて、居住エリアという条件のみで町民以外を非課税にするとすると、少なくとも税金としては成り立たないため、特別扱いとして対応したい。
- ・税制度としての考え方から非課税とするのは難しいということについて理解する。ただ、竹富町を訪れる石垣市民は竹富町内での仕事、エッセンシャルワーカー、地域行事への参加といったように、基本的に竹富町に貢献するような目的で訪れる人が多いため、来訪者ではあるが通

常の観光客とは異なると思う。それを通常の観光客と同列に扱うのは、貢献してくれている人に申し訳なく思う。

→税でできること、できないことを区別する必要がある。町の発展に役立ってくれる方の来訪を歓迎したいのであれば、税とは別途ご対応いただけるとよい。普通税であり、税収をどのような目的にも使用できるため、方法はたくさんある。例えば石垣市に住む孫が、正月に竹富町の祖父母の家に訪れる際、課税がハードルになることはあると思う。その際には「帰省歓迎助成金キャンペーン」のような制度をつくり、帰省しやすいような調整を町として実施する方が、町の意向も示せるし、税金もできて、よりよい方向に使えると思う。マイナスをプラスに転じるような施策を、ぜひ町職員に考えていただきたい。この審議会としての役割は、あくまでも税を作ることだと考える。

（２）小学生を対象とした税率設定は必要か

- ・小学生だから特別に配慮することが求められているのか。あるいは家族単位で来訪するときに支出額の負担が重くなるから小学生を安くすることで配慮しようということか。
- 家族全体の負担が大きいということもあるが、船の運賃が小学生までは半額になるので、それを考慮すると大人と同じ税額では負担が大きいのではないかという意見がある。
- ・運賃の料金設定と税率の設定は次元が異なる話だと思う。来訪者によって発生・増幅する標準以上の行政サービスを原因者が負担するという訪問税の考え方からは、特に小学生の税率を低く設定する根拠が見えない。未就学児の課税免除については P8 に「税を徴収する場合には特別徴収義務者となる定期航路事業者の徴収コストの増加や運用面の煩雑を招く」とある。仮に小学生の税率は大人の半額というような不均一課税を設定した場合、未就学児の件以上に運用の煩雑化やコスト増を招く心配がある。不均一課税を導入すること自体が得策とは言えないのではないかというのが個人的見解である。
 - ・定期航路運賃の考え方に引きずられて税額を決めるのは適切ではないというのはわかるが、住民や来訪者に説明する際に、運賃と税の考え方が異なるというのは説明し難い部分もある。心情面での意見で申し訳ないが、子どもが大人と同じ税額だというのは理解されにくいだろう。
- 心情面からのご意見に対しても、理論から考えるとどうなのか整理するのが我々の仕事だと思っている。これに関しても子どもウェルカムな助成制度の実施など、税制度とは分けて調整していただけると分かりやすく、最善だと思う。

（３）年払いの対象や税率設定及び運用をどのように行うべきか

- ・前回の審議会では特別扱いとする年払い制度の対象者について、脱税防止のため限定列举することとなっていた。特別扱いの対象者としては、P19 にあるように郷友会やエッセンシャルワーカー、建設事業者等が挙げられている。一方で、八重山圏域の住民や、竹富町に短時間に複数回以上来訪する観光客、竹富町の島を愛し、第二の故郷として頻繁に各島を訪れるリピーターやサポーターの方々について、年払いの対象にできないかという意見もある。これを取り入れるなら、限定列举を取り払うのも一つの選択肢となる。ただし、誰でも年払いできるとなれば脱税が横行するおそれがあり、全国まで対象を広げるとよりリスクは高まる。また年払い対象者が増える分、認証する手間もかかり、認証システムの構築も課題である。脱税が生じると

税制度が崩壊するので、不正の無いようにきちんと対象者を個別認証するなどしてコントロールする必要がある。フェリーターミナルでのコントロールも必要になり、事務作業も増大する。例えば認定証の顔写真が違う人を呼び止められるのかといった問題も出てくるだろう。判断のポイントは、コントロール可能かどうかということと、負担額である。これらを踏まえて、一案として、前回の議論のように対象者を限定列举して認定書を出すということであれば、納税額の負担はかなり低くてもいいだろう。もう一案として八重山圏域の住民全体まで特別扱いの対象を広げることも考えられるが、その場合はそれなりの負担をしてもらわないと、税の理屈が崩壊してしまうだろう。前例を踏襲すれば、負担額はおおよそ5回分だと思う。

→認証にマイナンバーカードを使うことも考えられるかもしれないが、実際にどの程度情報を埋め込めるかといった課題があり、この場では言い切れない。

- ・仕事や郷友会、祖父母を訪ねる以外で町に通う方はそれほど多くないと思う。離島住民割引運賃カード等を使えば、証明もそれほど複雑にならないと思う。年払いの負担額については、1,000～2,000円に対する5倍は5,000～10,000円となり、かなりの負担感がある。
- ・八重山圏域の住民全体に広げた場合、脱税を考慮して厳密にコントロールする必要があるが、役場のマンパワー的には離島住民割引運賃カードを活用すれば対応可能か。

→八重山圏域の住民を年払い制度の対象にすることを前提にすると、1,000～5,000人程度になると想定される。役場でその数の認定カードを発行することは可能である。離島住民割引運賃カードは約4,000人が3年に1回、年間にすると約1,000人分を発行している。それを港でどう確認するのかということについては船会社とも相談が必要だが、例えば町が人を派遣して港に町民と年間パスポート保持者専用の受付窓口を作るということは可能だと思う。

- ・P18に、「対象者が事前に竹富町に申告書を提出し、納付を済ませ、納付証明書の交付を受け、納付証明書を船会社に提示する」ということが前提として書かれている。特別措置の対象者が年払いを行うことができるというところまでは皆異論がないと思う。その対象者をどこまで広げるかということを決める必要がある。
- ・竹富町へ通う理由が明確な人については、できるだけ配慮して負担額を下げても良いのではないかとと思うが、年払いの対象を広げるほど税金としては成り立ちにくくなる。税金とはあくまでも、公平に均一に支払ってもらうものであり、あまりにもそれに反する税をかけると地方税法違反になってしまう。そうならないために、基本的にはすべての来訪者に負担していただくこととし、ただし地域として特別な理由があるため、限定的な方々については負担を低減するという考え方で進めたい。その中で、居住エリアを特別扱いの要件とする場合には、ある程度の負担をかけないと、一般の方と特別扱いの方の公平感が一致し難くなる。そのため、そこを考慮しながら年払い額についても検討したい。
- ・先ほども少し申し上げたが、感覚的には郷友会への参加や仕事関係、祖父母を訪ねること以外で年間3回以上来訪する人はそれほどいないと思う。

→それほど訪れる人がいないということであれば、対象を八重山圏域の住民全体に広げる必要はないのではないかとと思う。

- ・P21で挙げられている年払い対象者に関する検討事項について意見を述べたい。まず「短時間に複数回以上来訪する観光客」については、入域時に1回支払えば竹富町内に何日でも滞在できるところを、一度石垣に戻り、今日は波照間島、明日は西表島と訪れるのであれば、通常通

りその都度徴収するのが筋ではないかと思う。税負担について配慮すべき対象については、非課税や課税免除の枠組みと P19 の年払い対象者で多くはカバーされていると思うが、竹富町への往来頻度の高い「八重山圏域の住民」と、「リピーターやサポーター」について、特別扱いを講じるべき対象がいるか、その場合どのような方策をとるかは要検討のテーマだと思っている。「八重山圏域の住民」については、資料の文章では審査をせずに年払いを受け付けるように読めるが、そうすると実際には高頻度で来訪しない人にも権限が付与されてしまう。その場合、年払い証明書の貸し借りなどの不正が行われることもあり得ない話ではない。特別措置を講じるための基本的な要件として審査は行うべきである。「頻繁に各島を訪れるリピーターやサポーター」についても、最低限、審査は必要だと思う。リピーターやサポーターは言い換えると関係人口であり、大事にすべき対象であると思う。全国十数か所の市町村で「ふるさと住民票」が実施されており、例えばニセコ町は、ふるさと納税 1 万円以上の寄付者のうち希望する人にふるさと住民票を交付している。試案として、竹富町に一定額のふるさと納税をした者と、自治公民館から推薦を受けて町の審査要件を満たす者には、「(仮称) 竹富町ふるさと住民票」を交付し、年払い証明書の申請をできるようにしてもよいのではないか。ただ、行政として対応することになる業務量や、交付後のコントロールについてはよく分からないまま発言している。あくまでも参考として考えてほしい。

- ・一公民館長として、年払いの対象についての議論が出た際に役員と相談した。うちでは郷友会員の負担軽減のため、年間 3~5 万円の経費を公民館から助成している。訪問税ができれば、助成の金額を上げて会員の負担を減らして呼ぶことも考えられると思う。今は皆、税によって負担が生じると言うだろうが、まずは税を作らないことには、どれだけ負担になるのか、逆にどれだけ負担を減らせるのか分からないと思う。
- ・郷友会については年払いにした上で助成を行うということであれば、あまり大きな課題ないと思う。リピーターやサポーターについて特別扱いにするかどうかということについて、他にご意見はあるか。
- ・ふるさと納税と絡められる部分があるのか個人的にも考えていた。関係人口の幅の広がりに対して何か報いるような考え方が盛り込まれてもいいと思う。ただし税制度の中に盛り込むのか、政策に反映していくのかという道筋の分かれ方はあると思う。手段手法によって制度が左右されるということはあってはならない話だとは思いますが、現実問題として、確実に徴税していくことを考えた際にどのような仕組みが考えられるか、できることやできないことを吟味していく必要があると思う。先ほど年払い対象者の認証システムのアイデアとしてマイナンバーの活用を挙げたが、マイナンバーカードの中にある IC チップの空き領域をどう使えるかについて検討の余地があるだろう。例えばそれを町民だけが使えるのか、町外の方にも使えるようにしていくのか、またカードではなくアプリと連携して、スマホでできることがあるのか等、この辺りの制約や可能性について見極めていくと、いかにして負荷を減らすかという手法の議論に繋がってくるのではないかと思う。
- ・先ほど上妻委員にも整理していただいたが、年払い対象者について、理由を明確にした人に限定していくか、それとも八重山地域の方々は皆対象とする方がいいのか、どちらが適切かここで決めたい。
- ・大久委員にお聞きしたい。石垣市民、与那国町民の中で高頻度で来町される方々に年払いの特

別措置を講じる場合、公民館長からの推薦を条件として付すことでその方々を網羅できないだろうか。

→石垣市民、与那国町民の中で、年 3 回以上来訪する方は郷友会や祭りに参加される方以外ではそれほど多くはないと思う。大小含め 21 の公民館があるので一概には言えないが、むしろ郷友会員かそうでないかという線引きが難しいと感じる。それよりは、八重山圏域住民のうち年払いを希望する方は年払い適用とした方がいいと思う。

- ・八重山圏域住民について、非課税とすることは制度的になじまないのであれば、その次善策として年払いの対象者とするに賛成する。その方が地元住民の理解を得やすいのではないかなと思う。
- ・公民館長の推薦という条件を付して公民館との連携を深めるか、あるいは八重山全域を対象として公民館の関与はなくすか、公民館活動の発展や地域の文化にとってはどちらの方が良いか。公民館には負担が生じる可能性もあり、例えば郷友会に入っている方も公民館とは関係が薄い方に推薦を出すのかどうかといった話も出てくると思う。
- ・基本的に郷友会員は公民館のメンバーや役員であったり、公民館長といろいろ話をしたりするので、郷友会に入っている方は公民館長の推薦があれば特別扱いにするというやり方は可能だと思う。21 地区あるので他地区についてはわからないが、郷友会との関係が深い公民館では大丈夫だろう。
- ・郷友会でひとくくりにできない部分もある。例えば竹富町の島で生まれ育ち、現在は石垣市に住み、郷友会には入っていないが、毎月行事のためには帰ってくるという方もいる。ただ公民館長がそのような関わりを証明するのは負担があるし、何を基準に判断するかがそれぞれの地域で違うと思うので、その線引きがかえって難しいのではないかなと思う。
- ・上妻委員にお伺いしたい。先ほどのご意見のように自治公民館が推薦する場合、例えば郷友会に関係ない人はどこに申請するイメージなのか。

→先ほどの意見の意図は、P19 の対象者の分類から漏れてしまう方のうち、公民館との関わりが濃厚で地域の行事等で関わりのある方については、どこに住んでいても、少なくとも年払いでカバーしてあげたいということである。「この人から毎回 2,000 円を徴収するのはあまりにも申し訳ない」となる方は必ずいると思う。その場合、公民館長から町にこの人を年払い対象にしてほしいと推薦し、町が認めれば納税証明書を交付するという仕組みで、大事な人たちをカバーできるのではないかと考えた。もう一つは、ふるさと納税をしていて島を愛するサポーターやリピーターの方々に対しても同じく年払いの申請を受け付けてもよいのではないかなという提案をした。ただ、公民館長の負担になるということも確かにあるかもしれない。

(※税率について、金額に係る検討内容は非公開としている。)

- ・海上保安庁の職員が急患搬送のために来る場合、駐在ではない警察官が来る場合、町内の診療所のドクターがお休みあるいは学会に参加する際に町外の病院から代替のドクターが派遣される場合などがある。そのようなミッションで竹富町に来る方は減免の対象者あるいは年払い対象者に含まれるのか。

→廿日市市ではそのような方もすべて課税している。廿日市市では栈橋利用料を取っているので、

官公庁の船で来る場合も棧橋利用料とあわせて納付してもらうことができる。しかし竹富町ではそのように徴収することができないため、官公庁の船で来訪した場合は除外することとしている。ただし、海上保安官や警察官が個人として船会社の旅客船で来訪する場合は、特別扱いにはなっていないため、通常の税金がかかるという書きぶりに現在の報告書（案）ではなっている。ドクターの急患搬送などに関しては、年払い対象の限定列举の中にも医療行為を挙げており、いったんは払っていただくとしても、後から申請していただいて返還することもできるのではないかと思います。また誰が入町するか決まっているのであれば、病院として事前に申請していただくこともできると思う。

→診療所のドクターではなく、診療所を支援するドクターは、P19 の年払いの対象者には当たらないのではないかと思います。病院からドクターが交代で来訪する例もある。

→そのような場合は P19 の表にある「訪問診療等で町内に通う町外の医療関係者」に当てはまるだろう。

- ・審議会としては、詳細な対象者の要件まで扱うものではなく、どのような分類の対象者を限定列举するか、といった方向性を決めることが役割である。詳細については、町が条例化する際に十分検討していただけるとよい。
- ・年払い対象として挙げられている方の他に、例えば自衛隊の出動のような想定できないことは多々あるだろうが、そこまで条例に書いておかないといけないということはないと思う。
- ・おそらく現実的には、徴収者には誰が特別扱いを受ける人なのかわからないはずなので、やはり一度払って入っていただき、それを役場が把握しているのであれば後日、還付として返すことになるのではないかと思います。
- ・P14 に現在実施されていない新たな行政需要への対応として「5 か年平均で約 7 億円が必要になると考えられる。」という記載がある。これに異論はないが、根拠や例示を問われることもあると思う。今後はこの中身をもう少し充実させていった方がいいと思う。

○青木委員長より参考資料 4 について説明が行われた。

- ・総務省が地方財政審議会で用いた資料「宮島訪問税制度の概要」を踏まえて、今後の検討の中で総務省から指摘されそうな点について、委員に共有しておきたい。
- ・論点 1 「地方税法（法定外普通税の減免想定）への違反はないか」では、「開発事業等を緑化負担税」について特定の事業者を減免する規定が問題視された例が示されている。税金において地域の事情に応じた特別扱いをしすぎると税法に違反すると言われる可能性がある。そのため、先ほど特別扱いについて厳密な議論をしていただいたところである。
- ・論点 2 「公平性の観点から、外部からの来訪者に限って課税することが適当か」については、むしろ日本の地方税が来訪者について全く考慮をしていないことが問題であり、外部の方に課税するのは当然のことだというのが我々の意見であり、宮島訪問税でも認められているところである。
- ・論点 3 「『島外からの来訪者に負担を求める』との仕組みについて」のところで、「地方税法は、法定税について、課税権の帰属を規定している中、仮にある者について、他団体で課税されているにも関わらず、自団体には課税権がないという事実に着目し、当該団体がその者に対し法定外税により課税を行う、といった対応をとることについては、地方自治体間の適切な課税権

の配分を規定している地方税法による租税施策に照らした場合、問題が生じるおそれがあるのではないのか」という記載がある。要するに、住民以外の人に税金を課すということが妥当なのかという趣旨であるが、これは訪問税の課税根拠を考えれば的外れな指摘である。また、「課税権の配分」があるかのように記載されているが、既にふるさと納税によって崩れている。さらに、宮島訪問税は税額が 100 円と少額なのでよいという書きぶりになっているが、100 円ならよくて 2,000 円ではだめだということは決してない。税金である以上はいくらであろうが理屈に沿った金額でなければならない。我々の提示する 2,000 円も理屈に沿った金額である。逆に 100 円だからいいというような言い方は適切ではないと思う。

議題 3. 今後のスケジュールについて

○事務局より資料 2 に基づき、今後のスケジュールについての説明を行った。

- ・ 1 月 15 日から 26 日にかけて町内各地区での住民説明会を予定している。その後に条例案に対するパブリックコメントを実施し、3 月または 6 月に、竹富町議会にて訪問税条例案を上程予定である。その後の対応に関しても順次進めていきたい。

議題 4. その他

- ・ 資料として提示された報告書（案）について、本日の議論を踏まえて委員長預かりで加筆修正をした上で、町長に答申したい。

以上